給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２号

新潟市西区上新栄町２丁目16番28号
再生債務者　長谷川俊哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月３日　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１６号

神奈川県藤沢市城南２丁目12番34号
再生債務者　山本　一則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１号

茨城県龍ヶ崎市久保台３丁目19番地12
再生債務者　佐野喜代司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月３日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２３年（再ロ）第１号

長野県中野市大字新野801番地
再生債務者　池田　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月３日
長野地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２３年（再ロ）第１００２１号

埼玉県八潮市緑町１―38―８―Ｂ201
再生債務者　我妻　優介
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成23年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項１号に定める事由がある。
平成23年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成１８年（再ロ）第２４号

福島県白河市本沼北裏111番地３
再生債務者　生方　康浩
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月29日　福島地方裁判所白河支部

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成23年10月12日　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類及び授与番号
ア　小学校教諭一種免許状
平18小一第155号
イ　中学校教諭一種免許状　社会
平18中一第714号
(2)　授与年月日及び授与権者
平成19年３月31日　宮城県教育委員会
(3)　本籍地　宮城県
2　失効年月日　平成23年８月25日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名　山家　佑介

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年九月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十月十二日
東京都江東区扇橋１丁目二番九号ヴェラハイツ扇橋
（甲）社団法人東京都深川歯科医師会
理事　小山　主之
東京都江東区大島二丁目１八番１七号
（Ｎ）社団法人東京都江東区城東歯科医師会
理事　小泉　信隆

合併公告

左記会社は合併して、甲はＮ及び丙の権利義務全部を承継して存続し、Ｎ及び丙は解散することにいたしましたので公告いたします。この合併の概要は次のとおりです。
一、効力発生日は平成二十四年１月１日としております。
二、合併後存続する甲の資本金の額は七百五十五億円となります。なお、合併による資本金の額の増加は行いません。
三、甲は、合併効力発生日前日の最終のＮ及び丙の株式に係る株主名簿に記載又は記録された株主のうち甲Ｎ丙を除くＮ及び丙の株主に対し以下のとおり甲の株式の割当てを行います。なお、甲は、丙の発行済普通株式の全てを保有しているため、丙の普通株式を有する株主に対する株式等の割当ては行いません。また、Ｎ及び丙は新株予約権を発行していないため、Ｎ及び丙の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当ても行いません。
（１）Ｎの普通株式を所有する株主に対して、普通株式九千九百十四株につき、甲の普通株式八万九百七十七株を割当て交付します。
（二）Ｎの優先株式Ｂを所有する株主に対して、優先株式Ｂ１株につき、甲の優先株式Ｂ五株を割当て交付します。
（三）Ｎの優先株式Ｃ、Ｅ、Ｇ及びＨを所有する各株主に対して、各優先株式１株につき、それぞれ甲の優先株式Ｃ、Ｅ、Ｇ及びＨ一株を割当て交付します。
（四）丙のＡ種優先株式を所有する各株主に対して、Ａ種優先株式１株につき、甲の優先株式Ａ１株を割当て交付します。
四、Ｎ及び丙の保険契約者の合併後における権利は合併効力発生日において甲に引き継がれます。
この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出ください。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.gib-life.co.jp/
（Ｎ）http://www.aigedison.co.jp/company/solid/settlement/index.html
（丙）http://www.aigstar-life.co.jp/company/koukoku/index.html
（ＡＩＧエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社は、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員です。ＡＩＧの許可を受けて、社名に「ＡＩＧ（エイアイジー）」を当面継続して使用しますが、両社とＡＩＧは経営上の関係はありません。）
平成二十三年十月十二日
東京都千代田区永田町二丁目１三番１〇号
（甲）ジブラルタ生命保険株式会社
代表取締役社長　倉重　光雄
東京都墨田区太平四丁目一番三号
（Ｎ）ＡＩＧエジソン生命保険株式会社
代表取締役社長　松澤　泰
東京都墨田区太平四丁目一番三号
（丙）エイアイジー・スター生命保険株式会社
代表取締役社長　友野　紀夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲のＮＳＣ事業部が運営する商業ディベロッパー事業及び今後の商業ディベロッパー事業用開発物件に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年十一月二十一日であり、甲は会社法第七八四条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しており、乙の株主総会の承認決議は平成二十三年九月三十日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、乙は平成二十三年九月一日付で商号変更及び本店移転しており、旧商号ロック開発株式会社、旧本店東京都千代田区神田佐久間河岸六七として掲載されております。
（甲）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十三年四月二十八日
掲載頁　四十一頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十一日
掲載頁　一一八頁（号外第一一四号）
平成二十三年十月十二日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
（甲）イオンリテール株式会社
代表取締役　村井　正平
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
（乙）イオンタウン株式会社
代表取締役　大門　淳